

◆業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和８年度第２四半期分

整理 番号	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)
1	令和８年度舞洲工場外壁タイル改修工事監 理等業務委託	建設設計・監理	(株)昭和設計	3,102,000	令和8年7月7日	地方自治法施行令第167 条の２第１項第２号	G 4
2	令和８年度 焼却工場自動計量システム更 新作業業務委託	情報処理	富士通ネットワークソ リューションズ(株)	31,141,000	令和8年7月8日	地方自治法施行令第167 条の２第１項第２号	G 4
3	令和８年度庁内情報利用端末におけるオフ ソフト更新作業業務委託	情報処理	(株)大塚商会	2,310,000	令和8年7月22日	地方自治法施行令第167 条の２第１項第２号	G 4
4	令和８年度 平野工場蓄電池設備点検業 務委託	電気設備	古河電池（株）	5,128,200	令和8年8月21日	地方自治法施行令第167 条の２第１項第２号	G 3

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度舞洲工場外壁タイル改修工事 監理等業務委託

2 契約の相手方

株式会社昭和設計

3 随意契約理由

当工場の建築物は、フリーデンスライヒ・フンデルトヴァッサー氏が技術、エコロジーと芸術の調和をコンセプトに外観をデザインし、株式会社昭和設計が実施設計を行い建設されたものである。工場の外観はユニークなデザインとなっており、世間からの注目度が高く、毎年多くの人々が工場見学に訪れている。このため、当工場の外観の一部である外壁タイルの改修工事は、当初のデザインの意向を十分尊重した上で実施する必要がある。監理等により改修工法が適切に行われたかを確認する必要がある。

監理等の実施にあたっては、工事受注者が作成する施工計画書等の審査や施工手順・品質管理等に係る協議、改修工法に基づき適切に施工されたかの施工後の確認が必要である。これらを技術的に判断するためには、設計等業務で蓄積した情報や技術的知識が必要不可欠であり、このような条件を満たすのは、これまでの設計業務委託を受注し改修工法の決定までの経緯、内容を熟知している株式会社昭和設計のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場
(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 焼却工場自動計量システム更新作業業務委託

2 契約の相手方

富士通ネットワークソリューションズ株式会社

3 随意契約理由

自動計量システム（以下「本システム」という。）は、搬入受付業務等の計量業務の自動化を図り、人的資源を有効に活用することにより事業を効率的かつ効果的に進めることを目的として平成30年度に導入され、令和元年度より運用が開始された。

本システムは焼却工場等の各拠点間をオンライン化することにより、搬入出量の把握や搬入出状況等の情報を一元管理しており、本組合の事業に不可欠となっている。

本業務委託は、令和8年にサポートが終了する計量端末のOfficeソフト等について、焼却工場等の各拠点において、更新を行うものである。

本システムは、富士通Japan株式会社において独自の技術により設計・構築されたものである。本業務委託については本システムの特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本システムを設計・構築した会社以外では技術面での対応が不可能である。この条件を満たすのは本システムを設計・構築した富士通Japan株式会社のみであるが、富士通グループの再編により、本システムサポート事業を富士通ネットワークソリューションズ株式会社に移管したことから、本業務委託を履行可能な会社は、富士通ネットワークソリューションズ株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大坂広域環境施設組合 施設部 施設管理課

（電話番号 06-6630-3360）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 庁内情報利用端末におけるオフィスソフト更新作業業務委託

2 契約の相手方

株式会社大塚商会

3 随意契約理由

本組合の職員が業務に使用している庁内パソコンは、「庁内情報利用端末借入」契約によって導入し、株式会社大塚商会が保守を行っている。

現在、全ての庁内パソコンで使用しているオフィスソフトは、Microsoft 社製の「Microsoft Office 2021」であるが、「Microsoft Office 2021」は令和8年10月13日にサポートが終了する。このため、大阪広域環境施設組合の各システムにおいて動作検証が完了している同社の後継オフィスソフトである「Microsoft Office 2024」（以下「新オフィスソフト」という。）に更新予定である。

新オフィスソフトは、全ての庁内パソコンにインストールする必要があるが、保守事業者である株式会社大塚商会以外の事業者がインストール作業を実施し、庁内パソコンに不具合が発生した場合、速やかな対応ができず、職員の業務に支障をきたす恐れがある。さらに、オフィスソフト更新後においても引き続き株式会社大塚商会が庁内パソコンの保守を行うため、新オフィスソフトをインストールした庁内パソコンの情報を同社が把握・管理する必要がある。更新後の安定稼働に対しても一貫して責任を持たせる必要がある。以上のことから、本業務を遂行できる事業者は株式会社大塚商会のみであるため、株式会社大塚商会と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合総務部総務課

（電話番号 06-6630-3185）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 平野工場蓄電池設備点検業務委託

2 契約の相手方

古河電池株式会社

3 随意契約理由

今回点検を行う蓄電池設備は、無停電電源装置、直流電源装置、始動用直流電源装置について点検を実施するものである。これらの装置は商用電源が停電又は遮断した場合に焼却設備の重要機器へ安定的に電力供給を行うための電源装置であり、当工場の非常用電源装置は、古河電池株式会社の独自の技術により、設計・施工されたものである。

今回無停電電源装置、直流電源装置、始動用直流電源装置等の蓄電池設備を点検するにあたり、既存設備との入出力信号のやり取りについて、双方向の確実性が点検できるのは本設備を設計・施工した業者しか把握しておらず、ほかの業者では点検が不可能である。

よって、点検後の設備全体の性能、作動状態等について、責任の一元化を図ることができる業者は古河電池株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号06-6707-3753)